

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「土地利用規制法」）が2021年6月16日に成立しました。（施行日は未定）この法律は日本の安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺、国境離島等の周辺における土地等の利用状況の調査、利用の規制等を行う法律です。簡単に言うと「政府が決めた安全保障上重要だと判断した施設（自衛隊の基地や原子力発電所）のまわりの土地について持ち主などを調査できますよ」という法律です。規制と言いながら規制していないような法律ですが、結構国会で「私権の制限だ！個人情報だ！」と揉めていた印象があります。

でも良く考えると土地等の売買を調査（規制ではないのですが）する法律は他にも沢山あります。例えば弊社でも仕事上遭遇してしまうのは「公有地の拡大の推進に関する法律」（以下「公拡法」）です。この法律は、「土地が公共施設の整備の為に必要な場合、民間の土地取引に先立って地方公共団体等に土地の買取り協議の機会を与える」もので、例えば浜松市の場合都市計画施設（都市計画道路・公園等）の区域内に所在する土地の一定規模以上のものを売買しようとした場合、事前に土地の所在・面積・売却先・予定価額を浜松市長に届け出なければなりません。浜松市が買わない判断をした場合は当然通常の売買が出来るわけなのですが、予定価額や売却先等を先に調査出来るのは「土地利用規制法」の調査よりもすごい法律ではないかと思ってしまうます。